

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公開番号】特開2013-123647(P2013-123647A)

【公開日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-033

【出願番号】特願2012-272273(P2012-272273)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/04 (2006.01)

G 0 2 B 23/26 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/04 3 6 4  
G 0 2 B 23/26 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

先端部において終端する細長軸を含む内視鏡であって、前記先端部は、

前記細長軸に接続された永久部と、

前記永久部に固定的に接続可能な取り外し可能部であって、前記取り外し可能部は、少なくとも1つのキャップチャ装置および少なくとも1つの光源を含む、取り外し可能部と、を含む、内視鏡。

【請求項2】

前記取り外し可能部内にある前記少なくとも1つのキャップチャ装置は、前方を向くカメラ、側方を向くカメラまたはその両方を含む、請求項1に記載の内視鏡。

【請求項3】

前記永久部は、少なくとも1つのキャップチャ装置を含む、請求項1に記載の内視鏡。

【請求項4】

前記永久部内にある少なくとも1つのキャップチャ装置は、側方を向くカメラを含む、請求項3に記載の内視鏡。

【請求項5】

前記先端部は遠位面を含み、前記永久部は前記遠位面の一部を形成し、前記取り外し可能部は前記遠位面の別の部分を形成する、請求項1に記載の内視鏡。

【請求項6】

前記先端部は遠位面を含み、前記遠位面は、前記取り外し可能部内に完全に含まれる、請求項1に記載の内視鏡。

【請求項7】

前記永久部は、前記永久部から突出する中空の細長部を含み、前記取り外し可能部は、前記中空の細長部を連続させるように構成されたチャンネルを含み、これにより外科用器具の挿入のために構成されたワーキングチャネルを提供する、請求項1に記載の内視鏡。

【請求項8】

前記取り外し可能部は、前記取り外し可能部から突出する中空の細長部を含み、前記永久部は、前記中空の細長部を連続させるように構成されたチャンネルを含み、これにより

外科用器具の挿入のために構成されたワーキングチャネルを提供する、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 9】

前記取り外し可能部は、電気信号またはデータ信号用のケーブルを通過させるように構成された細長部を含み、前記細長部は第 1 のコネクタと共に終端し、前記永久部は、電気信号および／またはデータ信号を送るように構成された凹部を含み、前記凹部は、前記第 1 のコネクタに接続可能な第 2 のコネクタを含む、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 10】

前記取り外し可能部は、第 1 の光ファイバーおよび第 1 のレンズを含み、前記永久部は、第 2 の光ファイバーおよび第 2 のレンズを含み、これにより、前記第 1 のレンズが、前記第 1 の光ファイバーと前記第 2 の光ファイバーとの間で光を伝送するように前記第 2 のレンズに対応する、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 11】

前記永久部は、電気信号および／またはデータ信号用のケーブルを通過させるように構成された細長部を含み、前記細長部は第 1 のコネクタと共に終端し、前記取り外し可能部は、電気信号またはデータ信号を送るように構成された凹部を含み、前記凹部は、前記第 1 のコネクタに接続可能な第 2 のコネクタを含む、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 12】

前記内視鏡は、前記永久部上にスイッチをさらに含み、これにより、前記スイッチが前記取り外し可能部によって押圧される場合のみに、前記内視鏡が作動することができる、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 13】

内視鏡先端の取り外し可能部であって、前記取り外し可能部は、少なくとも 1 つのキャップチャ装置および少なくとも 1 つの光源を含み、

前記取り外し可能部は、前記内視鏡先端の永久部に接続可能である、取り外し可能部。

【請求項 14】

前記取り外し可能部内にある前記少なくとも 1 つのキャップチャ装置は、前方を向くカメラ、側方を向くカメラまたはその両方を含む、請求項 1\_3 に記載の取り外し可能部。

【請求項 15】

前記取り外し可能部は、前記永久部から突出する中空の細長部が中に挿入されるように構成されるチャンネルを含み、これにより、外科用器具の挿入のために構成されたワーキングチャネルを提供する、請求項 1\_3 に記載の取り外し可能部。

【請求項 16】

前記取り外し可能部は、前記取り外し可能部から突出する中空の細長部を含み、前記中空の細長部は、前記永久部内のチャンネル内に挿入されるように構成され、これにより、外科用器具の挿入のために構成されたワーキングチャネルを提供する、請求項 1\_3 に記載の取り外し可能部。